

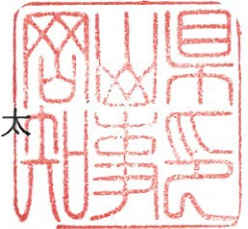
株式会社山本金属製作所

地域経済牽引事業計画承認通知書

令和6年8月5日付けで承認申請のあった地域経済牽引事業計画については、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「地域未来投資促進法」という。）第13条第4項の規定により、次のとおり承認します。

令和6年8月14日

岡山県知事 伊原木 隆 太



記

- 1 承認地域経済牽引事業計画の内容は、令和6年8月5日付けで提出のあった申請書に記載されたとおりとする。
- 2 承認地域経済牽引事業計画を変更しようとするときは、地域未来投資促進法第14条第1項の規定により、当職の承認を受けなければならない。
- 3 承認地域経済牽引事業計画（変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）に従って、地域経済牽引事業を行っていないと認めるときは、地域未来投資促進法第14条第2項の規定により、その承認を取り消すことがある。
- 4 承認地域経済牽引事業の実施状況について、地域未来投資促進法第41条第1項の規定により、当職から求めがあったときには報告すること。